

報 道 資 料

令和元年7月24日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第216号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第191号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和元年7月23日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部 警務課）
- ◎ 対象行政文書：奈良警察署監督者会議録（平成23年4月～平成23年12月）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影
 - イ 当直報告内容の一部、副所長の指示・連絡事項の一部、署長総括指示の一部、添付資料の一部
 - ウ 各課長等の指示・連絡事項の一部
- 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当
犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第3号に該当
特定の法人を識別することができるものであり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当
犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当
犯罪捜査などの警察業務に関する情報であり、開示することにより、犯罪を企図する者が、捜査手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪抑止・検挙等の

目的が達成できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、平成23年5月18日（水）及び同月20日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された警察署の名称を開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、警察運営の能率化並びに指導の連絡統一を図るため、処務規程第17条第1項に基づき、警察署長が幹部職員を招集して、監督者会議を開催している。監督者会議においては、当直中における取扱事案の報告、業務予定の連絡、各課における懸案事項等を共有するとともに、監督者会議に出席した者が部下職員に対して業務指示等を行っている。

本件行政文書は、平成23年4月から同年12月までに開催された奈良警察署における監督者会議に係る議事録（以下「監督者会議録」という。）である。当該監督者会議録には、開催日時、開催場所、出席者名、監督者会議において報告された取扱事案の概要や監督者会議に出席した署長、副署長、地域官、会計官及び刑事官（以下「署長等」という。）の指示内容等が記載されており、必要に応じて各種通達の写しや業務上参考となる資料が添付されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

実施機関は、当直報告内容の一部、副署長の指示・連絡事項の一部、署長総括指示の一部、添付資料の一部について条例第7条第2号、第4号及び同条第6号に、各課長等の指示・連絡事項の一部について条例第7条第2号から第4号まで及び同条第6号に該当するとして不開示としているのに対し、審査請求人は実施機関が条例第7条第4号及び第6号に該当するとして不開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分の開示を求めている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、これらの情報は、特定の罪種に係る捜査手法、個別案件に係る捜査状況及び捜査手法、捜査体制及び当直体制、捜査の重点事項、取り調べの手法、特定の事案を取り扱った警察署の名称、警衛警護に関する情報、留置施設の管理に関する情報、警察署庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報であることが認められた。

実施機関は、特定の罪種に係る捜査手法、個別案件に係る捜査情報及び捜査手法、捜査体制及び当直体制、捜査の重点事項及び取り調べの手法（以下「捜査手法等」という。）については、条例第7条第4号及び第6号に、特定の事案を取り扱った警察署の名称（以下「警察署名」という。）及び警衛警護に関する情報については、条例第7条第4号に、留置施設の管理に関する情報、警察署庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報については、条例第7条第6号に該当するため不開示とした旨説明している。

(2) 条例第7条第4号及び同条第6号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 捜査手法等について

実施機関が、条例第7条第4号及び第6号に該当すると説明している捜査手法等について、以下検討する。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙や訴追に対する妨害等、捜査を妨害しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、これらの情報が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、犯人及び証拠の発見等の支障となるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、捜査手法等については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

イ 警衛警護に関する情報について

実施機関は、警衛警護に関する情報について、条例第7条第4号に該当すると説明しているの、以下検討する。

要人の来訪に際しては、テロ等の犯罪行為の標的にされることが想定されるところである。そして、テロ等の犯罪行為を企図する者については、様々な手段を用いて当該行為を実現しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、警衛警護に関する情報を公にすることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、テロ等の犯罪行為を誘発し、又はその実行を容易にするおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性があると認められる。

以上のことから、警衛警護に関する情報については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当がある情報と認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当することから、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ウ 警察署名について

実施機関が、条例第7条第4号に該当すると説明している警察署名について、以下検討する。

当該警察署名は、平成23年5月18日（水）及び同月20日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された、開示決定時点において係争中の刑事事件に係るものであって、報道機関により報道されていた情報である。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、当該警察署名が報道されたのは1回のみであり、開示することにより、被疑者の逃亡、証拠隠滅及び虚偽供述のおそれ並びに被疑者の供述の矛盾点の追求が困難になるおそれがある旨説明している。

しかし、当該事案に係る事実関係については、当該事案の公判の過程で明らかになったものであることから、本件決定時点において、被疑者、弁護士及び事件関係者が了知していたと考えるのが相当である。

そうすると、本件事案が本件決定時点において係争中であったという事情を勘案したとしても、当該警察署の名称を公にすることによって、被疑者の逃亡、証拠隠滅及び虚偽のおそれ並びに被疑者の矛盾点の追求が困難になるおそれがあるとする実施機関の説明に合理性があるとは認められない。

これらのことから、警察署名については、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、条例第7条第4号には該当しない。

以上のことから、捜査手法等及び警察署名のうち、平成23年5月18日（水）及び同月20日（金）に開催された監督者会議に係る監督者会議録に記載された警察署名は、条例第7条第4号に該当しないため開示すべきである。

エ 留置施設の管理に関する情報、警察庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報について

実施機関は、留置施設の管理に関する情報、警察庁舎等の管理に関する情報及び警察職員に対する意見聴取に関する情報（以下「施設管理等情報」という。）について、条例第7条第6号に該当する旨説明しているの、以下検討する。

(ア) 条例第7条第6号前段について

施設管理等情報は、実施機関が保有する施設の管理に係る事務及び実施機関が職員に対して行った意見聴取の内容に関する情報である。

したがって、これらの情報は、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

i 留置施設の管理に関する情報について

留置施設の管理に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が管理する留置施設に留置されている人数の増減、留置施設の定員及び被留置者に対する対応に係る記述等が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、これらの情報が公にされることにより、留置に係る警察の体制や監督者会議録の日付と照合することにより特定の被留置者が留置されている警察署名が推測される等、被留置者による危険物の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為及び被留置者の関係者によるこれらの行為に対する関与を容易にする等、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を生じるおそれがある旨説明している。

実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留置施設からの逃走を企図している者が一定程度存在することは否定できないところであり、このことを考慮すると、これらの情報を公にすることにより、被留置者やその関係者に有意な情報を提供することになり、そのことによって、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、留置施設の管理に関する情報については、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

ii 警察署庁舎等の管理に関する情報

警察署庁舎等の管理に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、職員の利用に供するために実施機関が借り受けた民間駐車場（以下、単に「民間駐車場」という。）の名称が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、当該民間駐車場の名称を公にした場合、当該民間駐車場において不法行為が行われる等、実施機関の適正な庁舎等の管理に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

実施機関の職務については、犯罪捜査等に係る現場での活動が予定されているものであることから、一定程度、実施機関に恨みを抱く者がいることは否定できないところであり、そのことを考慮すると、実施機関の職員が利用している民間駐車場の名称が公になることにより、これらの者が当該駐車場において、駐車車両へのいたずらやゴミの投棄等の不法行為を行うことにより、実施機関が当該駐車場を借り受けられなくなるなど、庁舎等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、警察署庁舎等の管理に関する情報については、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

iii 警察職員に対する意見聴取に関する情報

警察職員に対する意見聴取に関する情報について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が非違事案防止策を検討するために警察職員による検討会を実施した際の、当該警察職員による意見が不開示とされていることが認められた。

実施機関は、当該検討会は意見の内容を公にしないことを前提に、非違事案防止対策を目的として行ったものであり、当該意見の内容を公にした場合、実施機関と職員との信頼関係を損ない、今後行う同種同様の意見聴取において、職員が忌憚のない意見表明を控えるなど、実施機関が行う意見聴取に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

非違事案防止対策を目的とした意見聴取においては、実施機関が組織として抱える課題等に関する言及が想定されることから、意見の内容について公開しないことを前提に開催したとする実施機関の説明について特段不自然、不合理な点は認められない。そうすると、当該意見の内容を公にすることにより、実施機関と職員との信頼関係が損なわれることとなり、自らの発言が公になることを想定して率直な発言を控えることにより、非違事案防止策の検討のために必要な情報を得ることが困難になる等、今後行われる同種の意見聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、警察官に対する意見聴取に関する情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、施設管理等情報については、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

3 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第4号において、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、相当の理由がある場合は、不開示とすることが規定されているが、相当性の判断について、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて理由付記がされていない旨主張している。

また、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらの点についての理由付記がされていない旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部不開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「当直報告内容の一部」「副所長の指示・連絡事項の一部」「署長総括指示の一部」「添付資料の一部」及び「各課長等の指示・連絡事項の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第4号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質及び具体的な事務支障の内容等が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

2 事案の経緯

- | | |
|--------|----------------------|
| ① 開示請求 | 平成24年 8月12日 |
| ② 決定 | 平成24年11月30日付けで一部開示決定 |
| ③ 審査請求 | 平成24年12月 9日 |

④ 諮
⑤ 経

問
過

平成 24 年 1 2 月 2 0 日		
平成 30 年 1 2 月 2 7 日	第 2 2 6 回 審 査 会	審 議
平成 31 年 1 月 3 1 日	第 2 2 7 回 審 査 会	審 議
平成 31 年 2 月 1 9 日	第 2 2 8 回 審 査 会	審 議
平成 31 年 3 月 2 8 日	第 2 2 9 回 審 査 会	審 議
令 和 元 年 5 月 3 1 日	第 2 3 0 回 審 査 会	審 議
令 和 元 年 6 月 2 6 日	第 2 3 1 回 審 査 会	審 議